

桐生市情報公開条例に基づく処分に係る判断基準

桐 生 市

桐生市情報公開条例に基づく処分に係る判断基準

目 次

第1	公開決定等の審査基準	2
第2	公文書該当性に関する判断基準	2
第3	非公開情報該当性に関する判断基準	3
1	個人情報	3
2	法人情報	4
3	公共安全情報	5
4	審議、検討、協議情報	5
5	行政運営情報	5
6	法令秘情報	6
第4	部分公開に関する判断基準	6
第5	公文書の存否に関する情報に関する判断基準	6
第6	公開・非公開の決定に当たっての留意事項	7
第7	公開・非公開判断の具体的内容の例示	7
1	第7条第1号 個人に関する情報	7
2	第7条第2号 法人等に関する情報	10
3	第7条第3号 公共の安全と秩序に関する情報	16
4	第7条第4号 審議、検討等に関する情報	16
5	第7条第5号 事務事業に関する情報	17
6	第7条第6号 法令秘に関する情報	19

第1 公開決定等の審査基準

- 1 全部又は一部を公開する旨の決定（条例第10条第1項）は、次のいずれかに該当する場合に行います。
 - （1）公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されていない場合
 - （2）公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合であって、当該非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるとき。
- 2 全部を公開しない旨の決定（条例第10条第2項）は、次のいずれかに該当する場合に行います。
 - （1）公開請求に係る公文書に記録されている情報がすべて非公開情報に該当する場合（公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合であって、当該非公開情報が記録されている部分を他の部分と容易に区分して除くことができない場合を含む。）
 - （2）公開請求に係る公文書の存在の有無を明らかにするだけで、非公開情報を公開することになる場合（条例第9条）
 - （3）公開請求に係る公文書が存在しない場合
 - （4）条例第16条第1項及び第2項の規定により公開を行わない場合
 - （5）公開請求を却下する場合
- 3 次のいずれかに該当する場合は、公開請求を却下します。
 - （1）公開請求書に条例第6条第1項各号に規定する事項の記載の不備がある場合。ただし、当該不備を補正することができると思えられる場合は、原則として、公開請求者に補正を求めます。
 - （2）公開請求の対象が、条例第2条第2号に規定する公文書に該当しない場合

第2 公文書該当性に関する判断基準

公開請求の対象が条例第2条第2号に規定する公文書に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行います。

- 1 「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した」とは、実施機関の職員が自己の職務の範囲内において事実上作成し、又は取得したことをいいます。

この場合、「職務」には、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2又は第180条の7の規定により他の実施機関から委任を受け、又は他の実施機関の補助執行として処理している事務等を含みます。ただし、実施機関の職員が、地方職員共済組合その他の市以外の団体の事務に従事している場合の当該事務は含みません。

「職務上作成し、又は取得した」は、会議等で配布されたものも含まれますが、職務に関連して職員が個人の段階で作成し、又は取得したメモ、下書き、参考資料等は含みません。
- 2 「文書」とは、紙に文字で表示されたもので、起案文書、供覧文書のほか、台帳、帳票類、刊行物、資料類、図書等をいいます。

「図画」とは、地図、図面、ポスター、写真等をいいます。

「電磁的記録」とは、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録全般をいい、光ディスク、磁気ディスク、磁気テープ（録音テープ、

ビデオテープ等)などの媒体に記録され、その内容の確認に再生用の機器を用いる必要がある情報をいいます。

- (1) 各種サーバにより処理されている業務用システム（当該事務処理のために特別に作成されたプログラムを用いてパソコン等により処理を行っているものを含む。）のデータ等は原則として公文書に該当します。
 - (2) パソコン等により作成されたもので、実施機関で組織的に用い、管理していると認められたものについては、公文書に該当します。
- 3 「当該実施機関の職員が組織的に用いるもの」とは、公文書が職員個人の段階ではなく、組織として共用文書の実態を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において業務上必要なものとして利用可能な状態に置かれているものをいいます。したがって、職務に関連して職員が個人の段階で作成し、又は取得したメモ、下書き、参考資料等はこれに該当しません。
- 4 「当該実施機関が保有しているもの」とは、当該文書を事実上支配している状態を意味すると解されるところ、当該文書の作成、保存、閲覧・提供、移管・廃棄等の取扱いを判断する権限を現実には有していれば、「保有」しているものに該当しますが、一時的に文書を借用している場合や預かっている場合が「保有」に該当するか否かについては、当該文書の性質、実施機関が当該文書を入手した理由、経過等を個別具体的に検討し、判断すべきです。

第3 非公開情報該当性に関する判断基準

公開請求に係る公文書に記録されている情報が非公開情報に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行います。なお、当該判断は、公開決定等を行う時点における状況に基づき行います。

1 個人情報（条例第7条第1号）についての判断基準

- (1) 「事業を営む個人」（以下「個人事業者」という。）の当該事業に関する情報は、法人の事業活動に関する情報と同様の性格を有することから、条例第7条第1号は適用せず、同条第2号で判断します。「個人事業者」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の2第8項から第10項までに掲げる個人事業者のほか、農業、林業等を営む個人をいいます。

また、「当該事業に関する情報」とは、営利を目的とするか否かを問わず、事業活動に関する一切の情報をいいます。

個人事業者に関する情報であっても、当該事業とは関係がない個人情報は、条例第7条第1号により公開・非公開の判断が行われます。

- (2) 「特定の個人を識別することができる」情報とは、特定の個人が明らかになる情報をいい、氏名、住所等により特定の個人が直接識別できる場合だけでなく、個人の意識、信条、財産、社会活動等、他の情報と組み合わせることにより、特定の個人が識別できる場合を含みます。

なお、死者に関する情報についても、第1号の対象となります。

- (3) 「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある」情報とは、未発表の著作物等、特定の個人が識別される情報を除いて公開したとしても、なお個人の人格や財産に関する権利利益を害するおそれがある情報をいいます。

- (4)「公務員等」(ただし書ウ)とは、国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいい、一般職であるか特別職であるか、常勤であるか非常勤であるかを問いません。
- (5)「職務の遂行に係る情報」(ただし書ウ)とは、公務員等が担任する職務を遂行する場合における情報をいい、勤務評価の内容や処分を受けたこと等職員としての身分取扱いに係る情報や、個人の私的な情報は含まれません。
- (6)「公務員等の氏名に係る部分を公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがある場合」(ただし書ウ)とは、公務員等の氏名を公にすることにより、当該公務員等の私生活等に影響を及ぼす可能性がある場合をいいます。
- (7)個人のプライバシーに関する情報は、いったん公開されると当該個人に回復困難な損害を及ぼすおそれがあります。そこで、条例第7条第1号の運用に当たっては、条例第3条の趣旨を踏まえ、慎重に取り扱うものとします。
- (8)個人に関する情報について当該本人から公開の請求(自己情報の公開請求)があった場合においても、条例第7条第1号の運用に当たっては、本人以外の者から当該情報の請求があった場合と同様に扱うものとします。

2 法人情報(条例第7条第2号)についての判断基準

- (1)「法人等」とは、営利法人、公益法人(社会福祉法人、学校法人、公益社団法人、公益財団法人等)、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、特殊法人、公共組合等の法人及び法人格はないが団体の規約及び代表者が定められているもの(団体としての実体を備えたものでPTA、自治会、消費者団体等)をいい、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除きます。
- (2)「個人事業者」及び「当該事業に関する情報」とは、条例第7条第1号に規定するものと同義です。
- (3)人の生命等を「保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」(ただし書)とは、公害、薬害、食品による危害等に係る情報で、人の生命等に対する危害の発生を未然に防止し、発生している危害を排除し、若しくは拡大を防止し、又は当該危害の再発を防止するために公開することが必要と認められるものをいい、違法な事業活動に係るものであるか適法な事業活動に係るものであるかを問いません。
- (4)「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」(ただし書ア)とは、次のような情報をいいます。
- ア 生産・技術上又は販売上のノウハウに関する情報であって、公にすることにより、法人等又は個人事業者の通常有する競争上の利益が損なわれると認められるもの
- イ 経理、労務その他の事業活動を行う上での内部管理に関する情報であって、公にするこ

とにより、法人等又は個人事業者の事業運営に支障をきたすと認められるもの
ウ その他公にすることにより、法人等又は個人事業者の名誉、社会的評価、活動の自由等
が損なわれると認められる情報

- (5) 条例第7条第2号は、情報を公にする場合に生じる事業活動上の不利益と公開することによる公益とを実施機関において比較衡量することにより、公開・非公開の判断をしようとする趣旨です。

したがって、実施機関において公開・非公開の決定をするに当たっては、必要に応じて当該法人等から事情を聴取するなど、慎重かつ公正に判断します。

3 公共安全情報（条例第7条第3号）についての判断基準

- (1) 「公共の安全と秩序の維持」とは、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持等を例示したものであり、次のようなものをいいます。

ア 危険物の保管場所等であって、公にすることにより、犯罪を誘発し、平穏な市民生活が脅かされるおそれがある情報

イ 公人の行動予定、特定の家屋の構造等であって、公にすることにより、犯罪を誘発し、人の生命、身体、財産又は社会的な地位等の保護に支障を及ぼすおそれがある情報

ウ 犯罪捜査に関する情報であって、公にすることにより、捜査の遂行に支障が生じるおそれがある情報

エ その他公にすることにより、平穏な市民生活、社会の風紀又はその他の公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがある情報

4 審議、検討、協議情報（条例第7条第4号）についての判断基準

- (1) 「市の機関」とは、執行機関、議決機関、これらの補助機関、合議制機関等その他の本市のすべての機関をいいます。なお、「合議制機関等」とは、行政委員会及び監査委員並びに執行機関の附属機関及び専門委員並びにこれらに類するものをいいます。

- (2) 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」とは、公開することにより、外部からの圧力、干渉等の影響を受けて率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれをいいます。

- (3) 「不当に」とは、審議、検討又は協議に関する情報の性質に照らして、情報を公開することによる利益と比較衡量し、なお公開することがもたらす支障が重大である場合をいいます。

5 行政運営情報（条例第7条第5号）についての判断基準

- (1) 「市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業」とは、市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が単独又は共同で行う一切の事務事業をいいます。

- (2) 「支障」とは、実質的・具体的であることが必要であり、「おそれ」の程度も、抽象的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が認められるものに限られます。

- (3) 条例第7条第5号アからオまでに掲げた事務事業ごとの支障は、本市又は国等に共通的に見られる事務事業に関し、容易に想定されるものを例示したものですので、その他個別の事務事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすと認められる場合も、行政運営情報に該当する場合があります。

(4) 検査、試験等の反復・継続的な事務事業については、情報を公にすることにより、将来の同種の事務事業の遂行に支障が生じるおそれがある場合も該当します。

(5) 「地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業」に関する情報については、条例第7条第2号に規定する法人等のものと基本的には共通するものですが、国、地方公共団体が経営していること並びに独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業であることに照らし、説明する責務の観点から公開・非公開の判断をします。

6 法令秘情報（条例第7条第6号）についての判断基準

(1) 「法令」とは、法律、政令、省令その他国の命令をいいます。

(2) 「公にすることができないと認められる情報」とは、次のようなものをいいます。

ア 明文の規定により公開が禁止されている情報

イ 目的外使用が禁止されている情報

ウ 個別の法令又は条例により職員に守秘義務が課されている情報

エ その他個別の法令又は条例の趣旨、目的からみて、明らかに公にすることができないと認められる情報

第4 部分公開に関する判断基準

公開請求に係る公文書について、条例第8条第1項及び第2項に基づき部分公開すべき場合に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行います。

1 公開請求のあった公文書に、非公開情報が含まれている場合であっても、全体を非公開にするのではなく、できるだけ公開をすべきであるという観点から、非公開情報に係る部分とそれ以外の部分を分け、非公開情報に該当しない部分は公開をします。

2 「容易に区分して除くことができ」とは、非公開情報に係る部分とそれ以外の部分とを区分することが物理的、技術的に困難でなく、かつ、時間、経費等から判断して容易である場合をいいます。

3 「特定の個人を識別することができる」情報（条例第8条第2項）には、氏名、住所等直接個人を識別することができるもののほか、条例第7条第1号に規定する「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる」情報を含みます。

4 条例第7条第1号に規定する「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある」情報については、個人を識別することができる部分を除いても、個人の人格や財産に関する権利利益を害することとなるため、条例第8条第2項の規定は適用しません。

第5 公文書の存否に関する情報に関する判断基準

公開請求に対し、公文書の存否を明らかにしないで当該公開請求を拒否すべき場合（条例第9条）に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行います。

1 「当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなる」とは、公文書の存否を答えることが結果的に条例第7条に規定する非公開情報を公にすることになる場合をいい、例えば、特定個人の病歴に関する情報、特定企業の技術

開発情報、特定分野の試験問題に関する情報等「名指し」の公開請求があった場合等が考えられます。

- 2 存否応答拒否する必要がある情報については、当該情報が実際には存在しない場合であっても、存否応答拒否を行います。

第6 公開・非公開の決定に当たっての留意事項

公開・非公開の決定に当たっては、次の点に留意のうえ、判断します。

- 1 公開請求に係る公文書に記録されている情報のひとつひとつについて、当該情報が第7条各号の非公開情報に該当するかどうかを検討し、十分な論理構成のもと、慎重かつ適正に判断します。
- 2 ひとつの情報が、条例第7条各号の複数に該当する場合は、それぞれに検討します。
- 3 非公開情報が記録されている公文書であっても、そのすべてが非公開となるのではなく、一部公開をしなければならない場合があること及び一定の期間の経過後に公開ができるものがあることに留意します。

第7 公開・非公開判断の具体的内容の例示

公開・非公開判断の具体例は、あくまでも公開又は非公開に該当する可能性が高いものを例示したものであり、そのすべてを挙げたものではありません。また、この例示に該当するものが常に非公開（公開）となるものではありません。

1 第7条第1号 個人に関する情報

(1) 本文に該当し、非公開となる可能性が高い情報

大分類	小分類	情報の具体例
1 基本的な事項に関する情報		○住所、氏名、性別、生年月日、出生地、国籍、本籍、父母・兄弟等の親族関係・続柄等、婚姻、離婚、認知、死亡、養子縁組、成年被後見人、被保佐人等に関する情報、その他戸籍的事項に関する情報
2 経歴に関する情報	(1) 学歴等に関する情報	○学校名、入学・卒業年度、在学期間、退学・休学等、課外活動(生徒会、クラブ活動等)等に関する情報
	(2) 職業、職歴等に関する情報	○会社名、職種、地位、就職・退職年月日、在職期間、昇格、降格、配置転換、解雇、停職、休職、減給等に関する情報
	(3) その他経歴に関する情報	○受賞歴、犯罪・違反歴、補導歴、更生施設への入所歴等に関する情報

3 心身に関する情報	(1) 心身障害等に関する情報	○知的障害の有無・程度、身体障害の有無・障害の部位・程度等に関する情報
	(2) 傷病、負傷等に関する情報	○傷病歴、傷病名、傷病の程度・原因等に関する情報
	(3) 検査、診療等に関する情報	○看護記録、訓練記録、検査の名称・結果、治療の内容・方法（投薬の有無・内容、通院・入院の別等）等に関する情報
	(4) その他心身に関する情報	○健康状態、血液型、遺伝情報、体力、体格、出産、指紋、運動能力等に関する情報
4 能力、成績等に関する情報		○学業成績、勤務成績、試験成績、評価内容、順位、昇任・昇格・昇給、各種資格・免許（名称、種類、番号、取得機関名、方法等）等に関する情報
5 思想、信条等に関する情報		○思想、信条、主義、主張、宗教、支持政党等に関する情報
6 財産、収入状況に関する情報		○動産・不動産の所有状況・価格、債権・債務・現金・預貯金・有価証券の額や所有状況等に関する情報、所得金額（給与所得、譲渡所得、補償金等）、納税額等に関する情報、課税状況、納税状況等に関する情報
7 その他個人生活に関する情報	(1) 家庭状況に関する情報	○家族構成、扶養関係、同居・別居の別、同居人数、父子母子家庭である事実、里親・里子である事実、近隣・親族との交流の状況等、家庭での過ごし方、日課、食生活等に関する情報
	(2) 居住状況に関する情報	○家屋の状態、住居の間取り、持家借家の区別、居住期間、近隣の状況等に関する情報
	(3) 社会活動状況に関する情報	○各種団体等への加入状況、団体等における地位・活動内容、各種社会的な活動への参加の有無・参加内容、寄附の内容等に関する情報
	(4) その他個人生活に関する情報	○公的扶助の有無、趣味・し好、電話番号等に関する情報

(2) ただし書に該当し、公開できる可能性が高い情報

大分類	小分類	情報の具体例		
		該当する情報	記載内容	根拠法令
1 法令、条例若しくは規則（以下「法令等」という。）の規定により、又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報	(1) 法令等の規定により公にされ、又は公にすることが予定されている情報	○土地登記簿・建物登記簿に記載された情報	○土地の所在・地目・地積、建物の所在・種類・構造・床面積、登記権利者の氏名・住所、登記原因等	不動産登記法第27条、第34条、第44条
		○選挙収支報告書に記載された情報	○候補者に対して寄附した者の氏名・住所、寄附金額等	公職選挙法第192条
		○建築計画概要書に記載された情報	○建築主の氏名・住所、建築物の概要等	建築基準法第93条の2
		○開発登録簿に記載された情報	○開発許可を受けた者の氏名、予定建築物等の用途、その他開発行為の内容等	都市計画法第47条
		○土地区画整理事業に関する情報	○土地区画整理事業計画等	土地区画整理法第20条
		○登記簿に登録されている法人の役員に関する情報	○取締役等の氏名・住所等	商業登記法第10条、第11条
	(2) 慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報	○表彰受賞者名簿 ○附属機関等の委員名、役職名 ○民生委員名簿		

	(3) 公表することを前提として本人から任意に提供された情報	○選挙公報に登載するため候補者から提供された情報（経歴、政見等） ○市の刊行物への寄稿等 ○議会に対する請願（代表者以外の署名者を除く。）
2	人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報	
3	公務員の職務の遂行に係る情報であるときは、当該公務員の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る情報	○市職員の名簿（住所、電話番号を除く。） ○起案文書等の起案、決裁者名 ○旅行命令書、復命書の氏名 ○会議の議事録中の氏名 ○公務上の履歴事項

2 第7条第2号 法人等に関する情報

(1) 本文に該当し、非公開となる可能性が高い情報

大分類	中分類	小分類	情報の具体例
1 生産技術に関する情報	(1) 生産活動の状況に関する情報	ア 生産品目、生産量等に関する情報	○生産品目、生産量、出荷額、原材料の種類・組成・割合・使用量・保管等に関する情報
		イ 製造、加工に用いる機械、設備に関する情報	○機械・設備の種類・名称・型式・能力・台数・規模、生産工程（機械・設備の配置）等に関する情報
ウ その他生産活動の内容が明らかになる情報		○生産工程の管理、製品の品質管理等に関する情報	
	(2) 生産活動の計画、方針等に関する情報	ア 生産品目に係る計画、方針等に関する情報	○新製品の性能・仕様・開発状況・製造工程・量産開始時期、新製品その他の生産品の生産計画等に関する情報
		イ 機械・設備等に係る計画・方針等に関する情報	○新設・更新に係る機械・設備等の種類、台数・規模・能力、新設・更新の時期・経費等に関する情報
		ウ その他生産活動、方針等に関する情報	○従業員の配置計画・研修計画等に関する情報

	(3) 技術上のノウハウに関する情報	ア 製造・加工の過程に係る技術上のノウハウに関する情報	○原材料の種類・組成、使用量・割合・保管方法等、機械・設備等の種類・台数・規模・能力、機械・設備等の利用技術、生産工程の管理、製品の品質管理等に関する情報
		イ 建築・土木工事に係る技術上のノウハウに関する情報	○資材の種類・組成・寸法・加工等、設計者等の考案・工夫等による設計の係数・計算式等、設計に用いる機械等の種類・利用技術等、建築等の施工に用いる機械・設備の種類・規模・能力・利用技術等に関する情報
		ウ その他技術上の秘密に関する情報	○コンピュータ等による情報処理に係る技術上のノウハウ等に関する情報
2 営業、販売活動に関する情報	(1) 営業、販売活動の状況に関する情報	ア 販売高、取引等に関する情報	○販売実績、契約実績、契約内容、取引先・得意先等の名称、取引の内容・実績・納品状況、法人間の提携・下請関係等に関する情報
		イ 販売方法等に関する情報	○商品の陳列・宣伝方法、顧客との折衝等営業活動の実績関係等に関する情報
		ウ 原価その他の販売単価等の積算等に関する情報	○原価、販売単価等の積算、利益率・利益の額等に関する情報
		エ その他営業活動の内容が明らかになる情報	○受注経路、受注単価等に関する情報
	(2) 営業、販売活動の計画・方針等に関する情報	ア 販売活動・方針等に関する情報	○販売計画・販売高の目標・見込額、受注計画、交渉の計画・方針、事業の将来展望・経営方針等に関する情報
		イ 店舗等施設計画等に関する情報	○店舗・営業所・事務所・支店等の新設・移転・拡張・改装等の内容に関する情報
		ウ 資金調達計画・投資計画等に関する情報	○資金調達の予定額・方法、投資の予定額・投資対象等に関する情報

	エ その他販売又は営業活動の計画等に関する情報	○販売員の研修方針、営業要員の配置転換計画等に関する情報
	(3) その他営業、販売活動上のノウハウに関する情報	
3 社会的信用に関する情報	(1) 借入金その他の債務の内容に関する情報	○借入金の額、借入れの相手方、借入れの条件、返済計画、借入金の返済状況等に関する情報
	(2) 経営状態・資産内容その他借入金返済能力に関する情報	○経営状態、売掛金その他の債権額・内容、担保に供することができる資産の内容等に関する情報
	(3) その他社会的信用に関する情報	○生産活動上の事故・故障等に関する情報
4 人事、経理等専ら法人等の内部に関する情報	(1) 法人等の人事に関する情報	○従業員の採用計画・応募状況・従業員の配置状況、労働条件（給与、手当、労働時間等）、従業員研修の内容等に関する情報
	(2) 法人等の経理に関する情報	○金銭の出納（予算、決算等）、経理上の処理等に関する情報
	(3) その他専ら法人等の内部に関する情報	○労働組合の組織状況、労働争議等に関する情報
5 その他法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する情報		

(2) ただし書に該当し、公開できる可能性が高い情報

分類	情報の具体例
1 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報及びこれらの情報に準ずる情報で公開することが公益上必要であると認められる情報	<ul style="list-style-type: none"> ○防火対象物立入検査結果、工場排水の分析結果、危険物貯蔵状況、立入検査結果等に関する情報のうち、これに該当するもの ○食中毒発生施設と事件の概要等に関する情報のうち、これに該当するもの ○公害、薬害、有毒な食品等に関する情報 ○生活環境、自然環境の破壊等に関する情報で、これに該当するもの

<p>2 上記1に準ずるものとして、消費生活の安定に対する著しい支障から消費者を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報及びこれらの情報に準ずる情報で公開することが公益上必要であると認められる情報</p>	<p>○貸金業者行政処分通知書 ○宅地建物取引業者処分通知書 ○訪問販売に係る苦情、計量器立入検査結果、消費生活相談等に関する情報のうち、これに該当するもの ○買い占め、売り惜しみによる物品の欠乏、価格の高騰等に関する情報等のうち、これに該当するもの</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(3) 本文には該当せず、公開できる可能性が高い情報

大分類	小分類	情報の具体例		
		該当する情報	記載内容	根拠法令
1 法令等の規定により何人でも閲覧することができる情報	(1) 公証に関するもの	○商業登記簿に記載された情報	○目的、商号、取締役等の氏名・住所、資本金の額等	商業登記法第10条、第11条
		○土地登記簿・建物登記簿に記載された情報	○土地の所在・地目・地籍、建物の所在・種類・構造・床面積、登記権利者の氏名・住所、登記原因等	不動産登記法第121条
		○自動車登録ファイルに記載された情報	○所有者の氏名・住所、車名・型式、使用の本拠の位置等	道路運送車両法第22条
		○特許原簿等に記載された情報	○特許発明の内容、特許権の設定・移転等	特許法第186条
		○意匠原簿等に記載された情報	○登録意匠の内容等、意匠権の設定・移転等	意匠法第63条
		○実用新案原簿等に記載された情報	○登録実用新案の名称・内容、実用新案権の設定・移転等	実用新案法第55条
		○著作権登録原簿、著作権登録原簿、著作隣接権登録原簿に記載された情報	○著作物の題名・実演等の名称、著作物の移転、著作権の設定、移転等	著作権法第78条、第88条、第104条
		○その他公証に関し、法令等の規定により何人でも閲覧できるとされている情報		

(2) 取引の安全に関するもの	○不動産鑑定業者登録原簿等に記録されている情報	○商号・名称、役員の氏名、事務所の名称・所在地、不動産鑑定士の氏名等	不動産の鑑定評価に関する法律第31条	
	○建築士事務所登録簿に記録された情報	○事務所の名称・所在地、一級・二級等の別、役員の氏名、建築士氏名等	建築士法第23条の9	
	○一般建設業許可申請書（添付書類を含む。）に記録された情報	○商号・名称、営業所の名称・所在地、資本金の額、役員の氏名等	建設業法第13条	
	○宅地建物取引業者名簿、免許の申請等に係る書類に記録された情報	○商号・名称、役員の氏名・住所、事業所の名称・所在地等	宅地建物取引業法第10条	
	○旅行者登録簿に記録された情報	○商号、旅行業の種類、営業所の名称、所在地等	旅行業法第21条	
	○その他取引の安全に関し、法令等の規定により何人でも閲覧できるとされている情報			
	(3) その他	○建築計画概要書に記録された情報	○建築主の氏名・住所、建築物の概要、設計者、施工者等	建築基準法第93条の2
		○開発登録簿に記録された情報	○開発許可を受けた者の名称・氏名、予定建築物の概要等	都市計画法第47条
		○工場立地調査簿に記録された情報	○工場等の敷地面積・建築面積等で事業者の秘密に属する事項を除いたもの	工場立地法第3条
		○政治団体の収支報告書に記録された情報	○政治団体の収支の総額・項目別金額、寄附をした者および寄附をあっせんした者の氏名・名称等	政治資金規正法第20条の2

		○その他法令等の規定により何人でも閲覧 することができると思われる情報	
2 公表することを目的として作成し、又は取得した情報	(1) 公表することを前提として法人等から任意に提供された情報	○法人等から提供された商店街名簿、工場名簿に記載された情報等	
	(2) 公表することについて法人等が同意している情報		
	(3) 法人等がPR等の目的のため自主的に公表した資料から何人でも知ることができる情報	○社史、PR用パンフレット等に記載された情報等	
	(4) その他既に公表されている情報であって、公にすることにより、法人等の正当な利益を害するおそれのないもの	○弁護士名簿への登録の公告として官報に記載された弁護士の氏名等 ○税理士名簿への登録の公告として官報に記載された税理士の氏名等 ○入札結果一覧表、下水道指定工事店一覧表等に記録された情報等	
3 統計的処理がなされていて特定の法人等が識別されない情報		○経済センサス、工業統計調査等の集計結果	
4 法人等に対する行政指導		○行政指導の内容（法人名を除く） ○法による強制力が担保される場合の行政指導（法人名を含む）	
5 公共団体からの補助金、公共団体との取引		○補助金交付申請書に添付された学校法人の資金収支予算書、消費収支予算書、資金収支計算書、消費収支計算書及び貸借対照表の大科目の部分 ○国、地方公共団体から補助金を受けている団体が提出する会計に関する資料 ○国、地方公共団体と締結した契約書、法人からの請求書 ○外部委託調査報告書	
6 法人等の概要等で公開しても、法人等に明らかに不利益を与えると認められない情報		○年商額 ○主要取引銀行 ○従業員数等 ○法人の所有する資産（土地、建物、所有施設）	

7 その他	<ul style="list-style-type: none"> ○指名設計競技方式の作品 ○著作物性の認められない各種図面 ○許認可及びその前提として行政指導に基づき提供された書類及び添付図面(特殊なノウハウのないもの)
-------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

3 第7条第3号 公共の安全と秩序に関する情報 非公開となる可能性が高い情報

分 類	情 報 の 具 体 例
1 公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報	<ul style="list-style-type: none"> ○違法行為、不法行為の通報、告発、情報提供に関する情報 ○行政上の義務違反、違法行為等、不正行為の通報、告発、情報提供に関する情報 ○拾得物台帳、遺失物届出書 ○犯罪の被疑者、参考人等が特定され、その結果、これらの人々の生命、身体等に危害が加えられ、又はその地位若しくは正常な生活が脅かされるおそれのある情報 ○特定人の行動予定、家屋構造、警備計画が明らかになり、その結果、人が犯罪の被害を受けるおそれのあるもの ○危険物、火薬等特殊な薬品類を取り扱う事務所の届出に関するもの（毒物、劇薬台帳、火薬庫設置許可書等） ○犯罪の標的となることが予想される施設の所在等に関する情報 ○刑事訴訟法第197条第2項の規定による照会及び報告、既決犯罪通知書 ○検察庁の捜査に係る回答 ○警備委託契約書のうち、委託内容（事務所、工場等における警備員の配置、警報装置の設置場所等犯罪を誘発し、又はほう助するおそれのある情報） ○警備日誌（守衛日誌） ○要人来庁スケジュール

4 第7条第4号 審議、検討等に関する情報

第4号に該当する情報は、意思決定の中立性が看過し得ないほどに損なわれるおそれがあるものであり、実施機関において立証可能な程度に高度の蓋然性が認められるものをいいます。

よって、この表にある具体例においてもその適用に際しては、公益上の公開の必要性も考慮して、慎重に判断

します。

非公開となる可能性が高い情報

分 類	情 報 の 具 体 例
1 率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの	<ul style="list-style-type: none"> ○附属機関等の会議資料、会議録、会議報告書等に記録された情報であって、これに該当するもの ○庁議の会議資料等の情報であって、これに該当するもの ○内部検討段階での試案、試算、検討課題、問題点その他検討経過等に関する情報であって、これに該当するもの
2 不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるもの	<ul style="list-style-type: none"> ○各種計画の策定に係る事前協議、調整に関する情報であって、これに該当するもの ○予算要求、補助金の交付に係る審査内容に係る情報であって、これに該当するもの ○許認可等の行政処分に係る協議、調整の内容に関する情報であって、これに該当するもの ○組織機構の編成過程にある情報であって、これに該当するもの ○表彰候補者の選考過程にある情報であって、これに該当するもの ○議会提出前の議案作成過程にある情報であって、これに該当するもの
3 特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの	<ul style="list-style-type: none"> ○予算要求、補助金の交付に係る審査内容に係る情報であって、これに該当するもの ○許認可等の行政処分に係る協議・調整の内容に関する情報であって、これに該当するもの

5 第7条第5号 事務事業に関する情報

第5号に該当する事務又は事業に及ぼす「支障」の程度については、抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する程度の蓋然性が要求されます。また、「公正かつ円滑」という要件を判断するに際しては、公開のもたらす支障のみならず、公開のもたらす利益も比較衡量します。

よって、この表にある具体例においてもその適用に際しては、公益上の公開の必要性も考慮して、慎重に判断します。

非公開となる可能性が高い情報

分 類	情 報 の 具 体 例
<p>1 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるもの</p>	<p>○実施前の試験問題・採点基準等 ○過去の試験問題等に関する情報で将来の試験の出題傾向が推定されるもの ○立入り検査等の計画の内容、（実施日時、対象地区、検査項目、検査方法等）</p>
<p>2 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるもの</p>	<p>○土地の購入に係る計画の内容、土地の所在、交渉の相手方、交渉の方針等 ○買収、売却予定地の市内部での評価額等 ○実施前の入札予定価格、購入予定品目及び数量、市内部での見積り等 ○用地買収、損失補償等に係る交渉等対外的交渉に係る市の方針等 ○訴訟その他の争訟事案に係る市の処理方針、顧問弁護士との打ち合わせの内容、準備書面等に関する情報 ○損害賠償、損失補償等に係る交渉等対外的交渉に係る市の方針等</p>
<p>3 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるもの</p>	<p>○知的所有権に関する情報、調査研究の途中段階の情報など ○試行錯誤の段階のもの</p>
<p>4 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるもの</p>	<p>○知的所有権に関する情報、調査研究の途中段階の情報など</p>
<p>5 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれがあるもの</p>	
<p>6 その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p>	<p>○事務事業の実施基準、実施の経過等に関する情報であって、公開することにより、以後の同種の事務事業の公正又は適正な執行に著しい支障が生じると認められるもの ○その他当該事務又は事業の性質上、その適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるもの</p>

6 第7条第6号 法令秘に関する情報（法令等の規定により公開することができないと認められる情報）

分類	情報の具体例		
	根拠法令等	公開できないとされている情報	具体例
1 明文の規定をもって閲覧等が禁止されている情報	桐生市印鑑条例 第20条	○印鑑登録原票その他印鑑の登録及び証明に関する書類	○印鑑登録原票、印鑑登録申請書、印鑑登録証明書交付申請書等
	刑事訴訟法 第47条	○公判の開廷前の訴訟に関する書類	
	著作権法 第21条	○著作物の複製	
2 個別の法令等により守秘義務が課せられている情報	地方税法 第22条	○地方税に関する調査に係る事務に従事した者が、その事務に関して知り得た秘密	○法人市民税申告書、更正請求書、滞納処分処理票、徴収猶予申告書、特別土地保有税課税台帳等
	住民基本台帳法 第35条	○住民基本台帳に関する調査に係る事務に従事した者がその事務に関して知り得た秘密	
	統計法 第41条	○業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密	
	公職選挙法 第227条	○選挙事務に関係あるものが職務執行に関して知り得た選挙人の投票した被選挙人の氏名等	
	消防法 第4条	○消防職員が関係ある場所に立ち入って検査又は質問を行った場合に知り得た関係者の秘密	
	児童福祉法 第61条	○児童相談所において相談、調査及び判定に従事した者がその職務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密	○措置委託決定通知書、児童委託証明書、児童に関する調査依頼書、重度肢体不自由児の認定書
	医療法 第86条	○医療録又は助産録の検査に関し知り得た医師、歯科医師又は助産師の業務上の秘密又は個人の秘密	

刑法 第 134 条	○医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁護人、公証人又はこれらの職にあった者が、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密	○診療録（カルテ）、処方箋等
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 第 53 条	○精神病院の管理者、指定医等がこの法律に基づく職務の執行に関して知り得た秘密	
臨床検査技師等に関する法律 第 19 条	○その業務上取り扱ったことについて知り得た秘密	
理学療法士及び作業療法士法 第 16 条	○その業務上知り得た人の秘密	
医薬品、医療品機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 第86条	○法に基づいて得た他人の業務上の秘密	
中小企業支援事業の実施に関する基準を定める省令 第3条	○中小企業指導事業に従事する者又は従事した者がその業務上取り扱ったことに関して知り得た秘密	○工場診断・商店診断・商店街診断等の結果等
労働安全衛生法 第105条	○健康診断の実施の事務に従事した職員が、その実施に関して知り得た労働者の心身の欠陥その他の秘密	○健康診断個人票、診断書等
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第73条	○職務の執行に関して知り得た人の秘密	

	母体保護法 第27条	○不妊手術又は人工妊娠中絶の施行の事務に従事した者等が、職務上知り得た人の秘密	
3	法定受託事務に関して、処理基準により明示的に公開してはならないと示されたもの		
	<p>※ 各大臣等からの処理基準、指示等における非公開の指示については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非公開の実質的な理由が厳密に検討されているか ・その範囲が必要最小限に限定されているか ・非公開の理由が指示等に明示されているか <p>等を総合し、法令の趣旨と公開による公益を比較衡量して、実施機関が判断します。</p>		
4	その他法令等の趣旨及び目的に照らし公開することができないと認められる情報		